

農地等高度利用促進事業 池田清水谷地区

変更説明図 (R7 第2回変更)

福井県内位置図



■整地工【工法変更】
・当初、区画嵩上げにより客土材を70,000㎡必要とされていたが、嵩上げをしない切盛区画において、掘削施工中に粘性土が確認され、切盛田には適さないと判断したことによる客土量の増

■排水路工【工法変更】
・一部区画において山腹からの湧水が確認されたことから、対策工として排水路を設置し水田への流入を防止することによる増

■道路工【工法変更】
・舗装のひび割れ箇所が多く、当初見込んでいた撤去運搬等が増えたことによる増

■用水路工【工法変更】
・資材等嵩増による増

■道路工【工法変更】
・堂谷川を農業用機械が横断するには県道を通行する必要があり、県道への進入の際には通行車両との危険性があるとともに県道を汚してしまう等の問題が発生していた。県道に堂谷川の横断工を取り付けてほしいとの地元要望があったため床版橋を追加したことによる増

■整地工【事業量変更】
・土地利用計画の見直しにより、一定地域の減
A=△0.7ha

■道路工【事業量変更】
・土地利用計画および区画形状の見直しにより、道路延長の減
L=△282.9m

■用水路工【事業量変更】
・土地利用計画および区画形状の見直しにより、用水路延長の減
L=△561.5m

■排水路工【事業量変更】
・土地利用計画および区画形状の見直しにより、排水路延長の増
L=387.9m

■暗渠排水工【事業量変更】
・土地利用計画の見直しにより、暗渠排水工の減
A=△12.1ha

変更理由別縁取	
事 変 増	
事 変 減	
工 法 変 更	

